

世田谷区の

【在宅障害者・要介護高齢者訪問歯科保健事業】 訪問口腔ケア推進事業

事業目的

この事業は、地域に密着した医療施設で

安心した歯科疾患の治療が受けられ、

かつ

保健、医療および福祉にわたる包括的サービスを

迅速かつ継続的に受けられるシステムの確立を目指しています。

一次医療機関である会員診療所と二次、三次医療機関との間で、

相互理解、機能分担、情報提供等が

効果的に機能するような連携の強化をはかることを

目的にしています。

事業対象

世田谷区在住で40歳以上の、
ウイルス性疾患感染者を除く在宅障害者および
在宅要介護者(以下在宅障害者という)で、
下記の①から④に該当する者

①介護保険要介護認定1～5級

②身体障害者1、2級

③愛の手帳1、2度

④その他①～③に順ずる者で、世田谷区が特に認めた者

在宅障害者等かかりつけ歯科医とは!?

この事業は、
社)東京都世田谷区歯科医師会および
社)東京都玉川医師会会員が、
在宅障害者等かかりつけ歯科医名簿に登録し、
在宅障害者等の患家に赴き、
在宅障害者・要介護高齢者訪問ケア口腔事業
および
歯科医療連携推進事業を実施するものです。

在宅障害者等に対する健診、診療および改善指導は
連続かつ終始一貫したものであり、
所期の目的を果すためには
同一医療機関により実施されることが必須・・・となっています。
したがって、在宅障害者等かかりつけ歯科医は
在宅障害者等の訪問口腔ケア事業のみを
実施することはできない・・・としています。

口腔ケアはなぜ必要か

歩いて通院できないお体の不自由な障害者や高齢者は自分でケアが出来ません。

虫歯が多く、しかも進行がみられ、治療にもかなりの期間を必要とし時として骨膜炎や顎骨炎に至るケースもあります。

また 虫歯の状態のうえに、
歯周病が進行しているのに放置され、
あるいは適合の悪い入れ歯を装着したままになっていた結果
粘膜に潰瘍を形成しているケースも見受けられます。

一方で入院中や入所中
また居宅で寝たきりで安静その他の理由で、
口腔清掃が不十分なままだったり
必ずしも口腔ケアが十分になされている
とは言えないのが現状です。

訪問口腔ケア手順

このたび当事業所におきましては、
地域での訪問口腔ケアに取り組み始めました。

これまでの歯科医師による歯科訪問診療のみに止まらず、
定期的に歯科衛生士が訪問をして、
お口のお掃除や嚥下障害へのリハビリ、
お口のお手入れ方法や義歯の使用方法などについて、
専門的なアドバイスや支援を行います。

また食事摂取の状況や嚥下障害の方の食事方法などについても
お気軽にご相談頂いています。

お申し込みは当院へ直接ご連絡下さるか、
最寄りの居宅介護支援センターへご相談下さい。

当院も【居宅介護支援事業所】でもあります。

お申し込み下さいますと、以下の手順で進めて参ります。

①受付 **先ず、健康保険証と介護保険証をご用意下さい。**

※担当されているケアマネージャーと連携して、
ケアプラン作成と並行して載せて頂きます。

②出発準備

訪問先の選定とスケジュール調整を行ない、
携行品の準備確認や器械器具点検

- ・車両手配・訪問ルートチェックを行い、対応の仕方を決定します。
- 人員は当面は歯科医師・歯科衛生士2名1チームでお伺いします。

③初回訪問

初回訪問については健康保険証・介護保険証

- ・老人障害者原爆医療などの各医療証(あるいは複写の用意)を提示頂きます。
- 生活保護者は医療券・介護券の提示を頂きます。

④事前アセスメント

口腔内の歯牙 歯肉 舌 口腔粘膜 咽頭 顎堤 修復物 補綴物などの形ついで、
摂食嚥下機能の異常の有無について評価し、
既に実施されている口腔ケアの現状について把握して
専用の評価シートに記入してまいります。

※摂食嚥下障害の場合にはその障害の程度も事前に評価いたします。

必要とされる口腔ケアとリハビリについて

歯科医師と歯科衛生士スタッフによるケースカンファレンスを実施して、どのように
行っていくのかを検討いたします。

⑤対応方法の選別

- ① 歯科治療が不要の場合にはそのまま訪問口腔ケアの実施となります
歯科各症例毎にアセスメント・事前評価などを行い、
全員参加のもとで症例検討会(カンファレンス)を行い、ケアプランのたたき台となる
要点目標を立ててケアプランを作成します。
- ②. 治療が必要な場合には速やかに訪問診療へ移行します。
- ③. 歯科医師の訪問診療を依頼する場合には原則として利用者の希望を優先して、
既にかかりつけの歯医者さんが決まっている場合には
診療情報提供書(紹介状)を作成し、それをお持ちに頂きます。
※かかりつけ歯科医院の外来で受診して頂くか、歯科 訪問診療の依頼書を発行します。
- ④ 歯科.訪問診療が必要にもかかわらず、かかりつけ歯科医による訪問診療が不可の場合には当事業所が歯科訪問診療に応じます。

⑥口腔ケアプラン策定

事前アセスメントの結果から口腔ケアプランを策定して、
クライアントを担当するケアマネージャーに情報提供を行って、
ケアプランに組み込む提案をします。

※ケアカンファレンスは夫々の負担を軽減する様に、
利用者および家族を交えられる場所で、
行なう様に心がけて、速やかな対応が出来る様に務めます。

⑦利用者および家族への説明と同意

アセスメントの結果にもとづいて、
必要な口腔ケア 摂食嚥下障害リハビリプログラムの
提案をします。

またその利用料、個人情報の利用と保護について説明して
同意を得る同意書の署名を頂きます。

訪問口腔ケアの実施時期を決定し 訪問による口腔ケアを実施する寝たきりの
方はやや起きた体勢で、車いすのままで行ないます。

料金の目安は1割の場合では350円～1400円
咀嚼嚥下障害のある方については520円～2060円、
施設入所者は全て医療であり、

※居宅利用者は口腔ケアは介護保険、摂食嚥下障害リハビリのみ医療保険扱いとなります

⑧訪問口腔ケア

口腔ケアプランにしたがって 利用者の希望と当院スタッフ間のスケジュール調
整によって実施されます。

⑨摂食嚥下障害リハビリ

摂食嚥下障害についてはケースカンファレンスを行なって、必要とされるリハビ
リプログラムにしたがってリハビリを実施する事になります。

⑩業務記録と報告

訪問衛生指導指示書・居宅療養管理指導指示書・居宅予防療養管理指導書・
歯科衛生士業務記録などの記録記載を行って、帰院後に院長へ報告します。

⑪事後評価

訪問口腔ケアや機能回復訓練の結果について定期的な再評価を実施して、効果の度合を再度確認します。

⑫他の職種との連携

訪問介護・訪問看護・訪問診療などと連携して、必要な情報の交換を行います。
毎回訪問の後に医院より担当ケアマネージャー宛にFAXや電話などで情報提供を行います(※もちろんこの際、個人情報の保護は厳密に守られます)。

医療費・介護療養費のお支払い方法

便利な口座振替を開始致しました。口座振替への移行に伴い、これまでの振り込み手数料や書留の郵便料金のご負担がなくなります。治療開始時に同意書と口座振替申込用紙をおわたしいたします。もちろん、これまで通り 窓口でもお支払いを頂くこともできます。

。